

平成21年度決算における妙高市の健全化判断比率と資金不足比率を下記のとおり公表します。

1. 財政健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	16.0	101.8
(13.00)	(18.00)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載してあります。
- 2 括弧内の数値は妙高市の早期健全化基準です。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
ガス事業会計	-	832,587 千円
水道事業会計	-	634,696 千円
公共下水道事業会計	-	457,406 千円
農業集落排水事業会計	-	88,984 千円
簡易水道事業特別会計	-	127,258 千円
高柳工場団地開発事業特別会計	-	278,812 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「-」を記載してあります。
- 2 「備考」欄は、資金不足比率の算定に用いた事業の規模です。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条の規定により算定した事業の規模)

監 第 46-1 号
平成22年8月20日

妙高市長 入 村 明 様

妙高市監査委員 水 野 隆 治

妙高市監査委員 望 月 弘

平成21年度 財政健全化比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成21年度決算における健全化判断比率について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成 21 年度 財政健全化比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.00
③実質公債費比率	18.3	17.5	16.0	25.0
④将来負担比率	123.6	112.8	101.8	350.0

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成 21 年度の実質赤字額は生じておらず、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率について

平成 21 年度の連結実質赤字額は生じておらず、良好な状態にあると認められる。

③実質公債費比率について

平成 21 年度の実質公債費比率は 16.0% となっており、早期健全化基準の 25.0% 及び地方債発行において許可が必要となる 18.0% を下回っており良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率について

平成 21 年度の将来負担比率は 101.8% となっており、早期健全化基準の 350.0% と比較すると、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

(3) 指摘すべき事項

なし。

監 第 46-2 号
平成22年8月20日

妙高市長 入 村 明 様

妙高市監査委員 水 野 隆 治

妙高市監査委員 望 月 弘

平成21年度 資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成21年度決算における資金不足比率について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成21年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
ガス事業会計	—	20.0	
水道事業会計	—	20.0	
公共下水道事業会計	—	20.0	
農業集落排水事業会計	—	20.0	
簡易水道事業特別会計	—	20.0	
高柳工場団地開発事業特別会計	—	20.0	

(2) 個別意見

いずれの会計も平成21年度の資金不足額は生じておらず、良好な状態にあると認められる。

(3) 指摘すべき事項

なし。